



埼玉県報

第 671 号
令和 7 年(2025 年)
11 月 21 日
金曜日

目 次

告示

- 人事給与管理システム令和 7 年度制度改正対応業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 県道花園本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道深谷東松山線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道深谷東松山線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第 8 区 越谷市）の選挙期日（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第 8 区 越谷市）における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第 8 区 越谷市）における開票の事務と選挙会の事務の合同（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第 8 区 越谷市）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

人事給与管理システム令和 7 年度制度改正対応業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課ネットワーク・デジタル基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 11 月 4 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町 4 丁目 1 番 16 号

5 契約金額

62,315,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

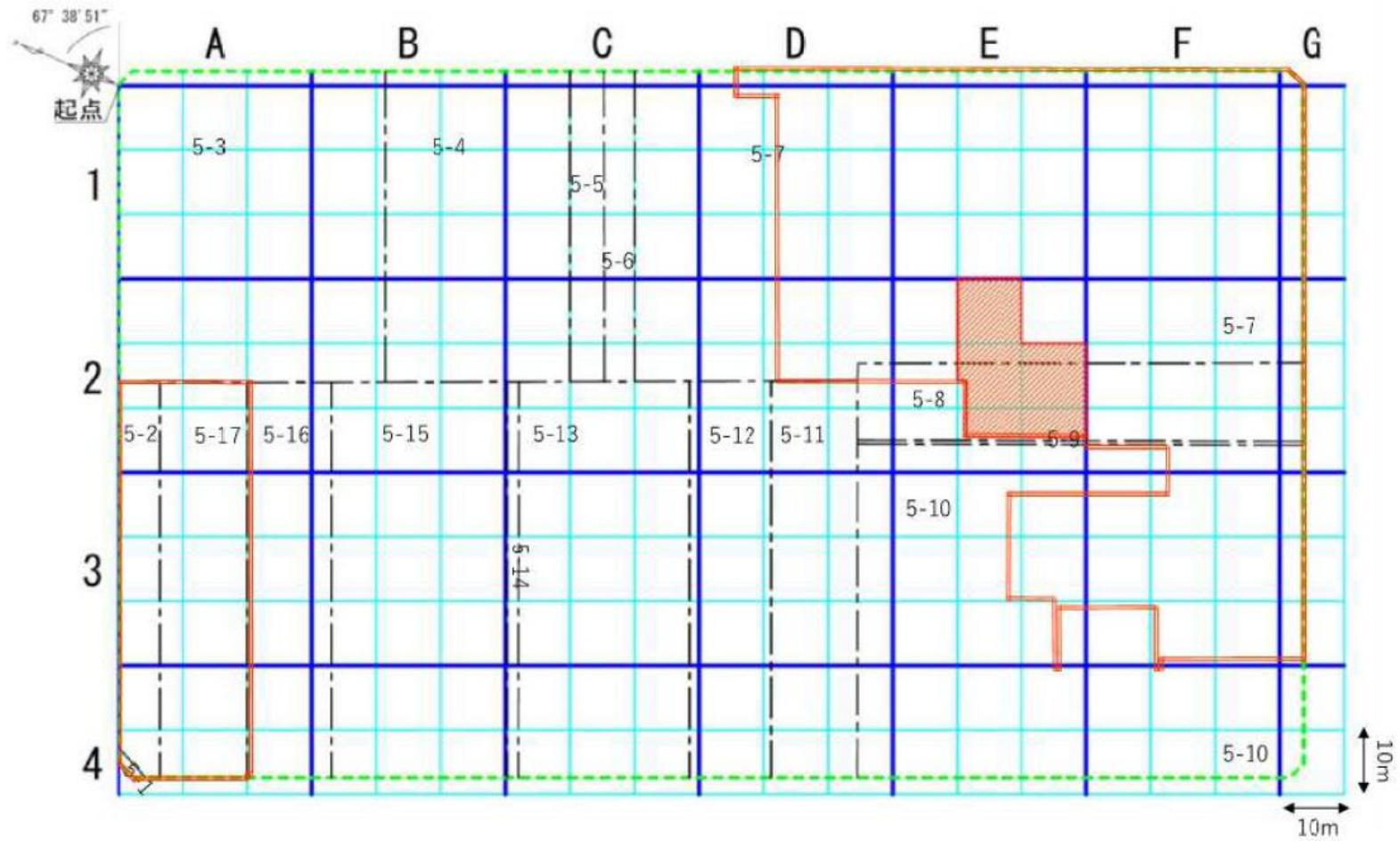
別図のとおり（埼玉県入間市狭山台三丁目五番七の一部及び五番八の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



【起点】

起点は入間市狭山台三丁目5番3の最北端とする。

【格子の回転角】

67° 38' 51"
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

凡例

- 敷地境界
- 30m格子
- 単位区画
- 地番境界
- 形質変更時要届出区域
- 変更範囲

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路 線 名	県道花園本庄線
供用開始の区間	本庄市北堀字田端一三七番二地先から同市北堀字田端一三一番一―地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和七年十一月二十一日
備 考	令和二年五月十二日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長六五・一七メートル

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 深谷東松山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
熊谷市拾六間字芝付五七四番一七地先から 同市三ヶ尻字八幡二八八三番一地先まで		区 間
一五・〇三〇一五・五一	一三・八〇〇一四・一二	敷地の幅員 (メートル)
一六八・九一		延長 (メートル)
道路改良事業のため		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	深谷東松山線
供用開始の区間	熊谷市拾六間字芝付五七四番一七地先から 同市三ヶ尻字八幡二八八三番一地先まで
供用開始の期日	令和七年十一月二十一日
備考	令和七年十一月二十一日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一六八・九メートル

告 示

埼玉県選管告示第五十八号

埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）を次により行う。

令和七年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 選挙期日 令和七年十一月三十日

二 選挙すべき議員数 二人

告 示

埼玉県選管告示第五十九号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者をおのとおりに選任した。

令和七年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

選挙長

埼玉県越谷市

栗 原 雅太郎

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県越谷市

鈴 木 章

告 示

埼玉県選管告示第六十号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和七年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

告 示

埼玉県選管告示第六十一号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年十一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年十一月二十一日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室